

令和5～7年度札幌市民防災センター運営業務
公募型企画競争

提案説明書



令和4年10月
札幌市消防局

令和4年札幌市告示第4046号に基づく企画競争については、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 業務の名称

令和5～7年度札幌市民防災センター運営業務

2 契約の概要

- (1) 契約方法
公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定された契約候補者を契約の相手方とする随意契約
- (2) 告示日
令和4年10月14日（金）
- (3) 履行期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

本委託業務においては、施設の適切な維持管理（清掃業務を除く。）を行い（施設管理業務）、来館者に対し各種体験施設等の案内・説明等を行う（施設案内業務）ほか、「札幌市民防災センター・施設運営の方向性」に沿って、以下の取組（施設活性化業務）を行う。

- (1) 防災行動計画の作成支援や地域・団体等の防火・防災活動のサポートなど、来館者一人一人が災害を自分ごととして捉え、防火・防災行動を起こすことができるような取組
- (2) 災害記録ライブラリや災害経験者（語り部）などを通して防火・防災に関する情報が蓄積・交流する場をつくり出し、本市が過去に見舞われた災害の記憶を風化させない取組

これらの業務を通して、市民の防火・防災に関する知識とスキルの向上及び意識の高揚を図ることを目的とする。

4 業務の内容

別添1「仕様書」のとおり。ただし、正式な仕様書については、企画提案を踏まえた本市と契約候補者との協議により作成されるものであることに留意すること。

5 契約限度額

令和5年度から令和7年度までの総額は180,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。各年度あたり60,000,000円）を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※本業務は各年度の予算の成立を前提としているため、当初予算案の修正等があった場合は内容の変更を行うことがある。

※原則として、委託費を契約期間内で分割して毎月支払うこととする。

6 企画提案に求める内容

(1) 全般

ア 施設の目的や課題及び業務全体の内容について基本的な認識を示すこと。

イ 積雪寒冷の地域特性など、札幌市の特徴をどのように考慮するかを示すこと。

ウ 業務を円滑かつ確実に進めることができる組織体制と人員配置をどのように構築するかを示すこと。

(2) 施設管理業務

ア サービスを安定的に提供できる具体性や実現可能性のある業務計画を示すこと。

イ 非常時に適切に対応できる体制をどのように構築するかを示すこと。

ウ 新型コロナウイルス感染症等の適切な感染防止対策を示すこと。

(3) 施設案内業務

ア 防火・防災に関する専門性や技術力、習熟度を示すこと。

イ 防火・防災の知識やスキルを来館者にどのように分かりやすく伝えるか示すこと。

ウ 様々なメディアを活用し、どのような広報ができるか示すこと。

エ 「来館者の声」を集め、どのような形でサービス向上につなげられるか示すこと。

オ その他、独自性や先進性等のある企画として何が提案できるか示すこと。

(4) 施設活性化業務

別添2「施設運営の方向性」を踏まえ、以下の要点に沿った提案をすること。

ア 施設運営の方向性1「防火・防災を楽しく学べる場の創出」

(ア) 「楽しく学べる場の創出」のための工夫

(イ) 何度も来館してもらうための工夫

(ウ) その他、独自性や先進性等をもった提案

イ 施設運営の方向性2「災害対策の自分ごと化と実践の促進」

- (ア) 災害を自分ごととして感じてもらうための工夫
- (イ) 地域や団体等の防火・防災活動をサポートし、共助の実践につなげるための工夫
- (ウ) その他、独自性や先進性等をもった提案

ウ 施設運営の方向性3「インタラクティブな情報の収集・発信」

- (ア) 情報を整理し蓄え、市民が欲しい情報にアクセスできる「ライブラリ」機能を発揮するための取組
- (イ) 防火・防災に関する情報が交流する場（コミュニティ）を創出する工夫
- (ウ) その他、独自性や先進性等をもった提案

体験施設等については札幌市公式ホームページを参照すること。

[ホーム > 防災・防犯・消防 > 消防・火災予防 > 組織・関連施設 > 市民防災センター]

➡ <https://www.city.sapporo.jp/shobo/tenji/index.html>

7 参加資格

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年度に有効な札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 会社再生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものでないこと。
- (6) 本業務について十分な職務遂行能力を有し、適切な業務執行体制をとれること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例6号）第2条に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与がある者ではないこと。

※参加資格の審査を通過した者には、審査（プレゼンテーション等）の実施日時と合わ

せて通知する（通知の期日については下記 8 「参加手続に関する事項」を参照）。

8 参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。なお、これによらない提出書類等は受理しない（提出がなかったものとして扱う）。

(1) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

下記 17 「問合せ先・提出先」にて配布するほか、札幌市公式ホームページ上でダウンロードすることができる。

(2) 提出書類

ア 下表の提出書類について、(a)及び(b)は**各 1 部**、(c)から(g)までは一まとめにして **15 部**（正本 1 部、副本 14 部）作成し、それぞれの提出期限までに下記 17 「問合せ先・提出先」へ郵送（書留）又は持参により提出すること。

また、(c)から(g)までは、電子データを電磁的記録媒体（CD-R 等）に記録し、又は電子メールに添付して下記 17 まで送付すること。

ただし、持参による提出については、提出期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く 8 時 45 分から 17 時 15 分までに行うこと。

なお、提出された書類等はいずれも返却しないので注意すること。

提出書類		提出期限
(a)	参加意向申出書（様式 1）	令和 4 年 10 月 28 日（金） 12 時 00 分【必着】
(b)	札幌市競争入札参加資格認定通知書の写し	
(c)	企画提案者概要（様式 2）	令和 4 年 11 月 25 日（金） 17 時 00 分【必着】
(d)	業務運営体制（様式 3） ※業務実施体制について、組織体制、担当業務、担当 人員及び業務処理責任者の配置等を図示すること。	
(e)	業務実施計画書（様式 4） ※業務履行期間中の実施計画について記載する こと。なお、開館準備及び職員研修等の計画に についても可能な限り詳細に記載すること。	
(f)	企画提案書（様式自由） ※本提案説明書を熟読し作成すること。	
(g)	積算書（様式自由） ※積算根拠が分かるように記載すること。なお、 本積算額が契約額となるとは限らない。	

(注) 提出期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても受理しないので、時間に余

裕をもって提出すること。

イ 提出書類の体裁は、日本産業規格A4で、両面印刷（長辺とじ）とする。

ウ 書体は自由で、写真、挿絵及び図表等の使用は可とする。

エ 提出に当たっては、一式をクリップ等で留め、ステープラ（いわゆるホチキス）は使用しないこと。また、ページが複数になるときは、番号を記すなどして乱丁や落丁がないよう対策を講じること。

オ 公平に評価を行うため、副本（14部）には、企画提案をする事業者名が特定できる表現（会社名、ロゴ、個人名等）を一切記載してはならない。

カ 上記の方法が守られていない場合、書類を受理しないことがあるので、細心の注意を払うこと。

9 質問の受付及び回答

質問は次に示す提出期限までに、質問書（様式5）により下記17「問合せ先・提出先」まで郵送、持参、又は電子メールにより提出すること。

ただし、電子メールにより提出するときは、件名を「札幌市防災センター運營業務企画競争に関する質問」とし、質問書のデータを添付すること。なお、口頭（電話）による質問は一切認めない。

(1) 提出期限 令和4年11月8日(火) 12時00分(必着)

(2) 令和4年11月11日(金)までに質問者に対して回答するものとし、原則、質問と回答は札幌市公式ホームページ上で公表するので参照すること。

10 参加資格の審査等

(1) 審査と通知

参加資格の審査を通過した者には、審査の結果をプレゼンテーション等の実施日時と併せて通知する（通知の期日については下記13「スケジュール」を参照）。

(2) 参加資格への苦情申立て

本件企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、その理由に係る苦情を申し立てることができる。

(3) 参加資格の喪失

本件企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては、契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、本件企画競争における提出書類は受け付けず、若し

くは評価せず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

ア 提出書類に虚偽の記載をするなど、不正の行為をした者

イ 本提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった者

エ 本件企画競争の手続期間中に上記7に示す参加資格を有しないこととなった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他札幌市が不適切であると判断した場合

11 選定方法

本市職員及び外部の学識経験者等からなる「令和5～7年度札幌市民防災センター運営業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を入選者として選定する。

(1) 審査の方法

ア 各企画提案者がプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を行い、実施委員会のヒアリングを実施する。このとき、別表「評価項目及び評価基準表」（以下「評価基準表」という。）により評価を行い、この合計点数が最も高い1者を入選者として選定する。

イ プレゼン等の出席者は参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。

ウ プレゼン等の実施時間は **50分以内**（プレゼン（提案説明）30分、ヒアリング（質疑応答）20分）とする。ただし、企画提案者数に応じて変更することがある。

エ プレゼン等の実施順については、札幌市が事前に決定する。

オ プレゼン等の際、企画提案者がパソコン等の電子機器を持ち込み、モニターへ画像等を表示することは可とする。

ただし、事前にモニター等の動作確認を希望する場合は、プレゼン等の前日までに下記17「問合せ先・提出先」へ申し出ること。

カ 企画提案者が1者の場合、評価基準表の評価点の合計点が実施委員会の定める最低評価基準点1080点（最高得点の6割：200（点）×9（人）×0.6）を超えていれば入選とする。

キ 実施委員会による採点が同点の場合は、評価基準表の「IV 施設活性化業務」

の評点が最も高い者を選とする。ただし、評価基準表の「IV 施設活性化業務」の評点も同じであるときは、実施委員会がくじ引きを行い、その結果により入選者を決定する。

ク 審査の結果については、各企画提案者に対し書面にて通知する。

ケ 新型コロナウイルス感染症対策の状況により審査の方法を変更する場合は、別途通知する。

(2) 委託相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を契約候補者とし、契約候補者と具体的な契約内容及び委託金額について協議した上で、随意契約を行うものとする。

なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない（手続に関しては、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）による）。

また、入選者との協議が不調に終わった場合や下記ア～ウの事項に該当する場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ア 企画提案書等への虚偽の記載など、不正とみなされる行為が発覚した場合

イ 入選者が「参加資格」（上記7）を満たさなくなった場合

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったことが発覚した場合

12 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

13 スケジュール

企画提案の公募開始	令和4年10月14日（金）
参加意向申出書（様式1）提出期限	令和4年10月28日（金）
参加資格の審査結果通知日	令和4年11月1日（火）
質問書（様式5）提出期限	令和4年11月8日（火）
質問に対する回答期日	令和4年11月11日（金）
企画提案書等提出期限 ※参加資格審査通過者のみ	令和4年11月25日（金）
プレゼン及びヒアリング（審査）	令和4年12月12日（月）～ 令和4年12月16日（金）（予定）

※告示日現在の予定であるため、変更となる場合がある。

14 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。
- (2) 納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手続及び費用については、企画提案者の負担と責任において行うこととする。
- (3) 企画提案者は、札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、本件企画競争の実施に必要な範囲で札幌市が企画案を複製することに許諾するものとする。この場合において、札幌市はあらかじめ企画提案者に通知する。
- (4) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者がもつ著作権等のいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- (5) 提出された企画案その他の企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。
- (6) 受託者は、札幌市に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (7) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (8) 受託者は、札幌市に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。
- (9) 企画案又は本著作物の利用について、第三者から権利の侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者又は受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価について疑義の申立てをすることができる。

16 その他の留意事項

- (1) 本件企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。

- (2) 札幌市の指示による場合を除き、提出期限を過ぎた後の書類の訂正、追加又は差し替え等の変更は一切認めない。
- (3) 参加意向申出書（様式 1）に記載された担当者は、札幌市が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (5) 参加意向申出書の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 6）を提出すること。

17 問合せ先・提出先（発注担当）

〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目

札幌市消防局総務部総務課 企画広報係

電話 011-215-2010

ファクス 011-281-0101

電子メールアドレス

somu.shobo-kikakukoho@city.sapporo.jp

18 契約担当

〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目

札幌市消防局総務部施設管理課 施設係

電話 011-215-2030

ファクス 011-271-0814